

資料編 VII 様式集

参考様式 1	面接記録票
参考様式 2	老人ホーム入所申込書
参考様式 3	収入申告書
参考様式 4	同意書
参考様式 5	養護老人ホーム措置台帳（入所判定審査票）
参考様式 6	ケース記録
参考様式 7	支援シート
参考様式 8	診断書（養護老人ホーム入所用）
参考様式 9	入所依頼書
参考様式 10	入所開始報告書
参考様式 11	措置通知書
参考様式 12	老人ホーム費用徴収額決定（変更）通知書
参考様式 13	被措置者状況変更届
参考様式 14	葬祭依頼書
参考様式 15	葬祭実施報告書
参考様式 16	老人保護措置費請求内訳書
参考様式 17	老人保護措置費支給台帳
参考資料 18	養護老人ホーム入所事前調査票

(参考様式 1)

面 接 記 録 票

面接年月日 年 月 日	担当員			
措置を受けようとする者 住所：電話： 氏名：				
来訪者 住所：電話： 氏名：関係：				
来訪の目的				
処理方針				
その他				

(参考様式2)

老人ホーム入所申込書

〇〇市町村長 様

老人ホームへの入所について、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

				申込日		年	月	日
入所希望者氏名		男・女	生年月日 (年齢)			年	月	日 (歳)
現住所								TEL
申込者氏名				続柄				
申込者住所								TEL
身元引受人氏名				続柄				
身元引受人住所								TEL
申込理由	(身体の状態(寝たきり、疾病、障がい、認知症等)、生活状況(住居、食事、家事の状況等)、家庭環境(単身か、同居家族ありか)などについて)							
同居者の状況	氏名	続柄	年齢	職業	住所(連絡先・電話等)			
近親者の状況	氏名	続柄	年齢	職業	住所(連絡先・電話等)			
備考	(希望する老人ホーム名・入所希望地区・その他特に注意を要すること)							

養護老人ホーム入所申込書の書き方について

1 必要添付書類

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住民票（同居者全員記載のもので、内容省略していないもの）
- (3) 身体障がい者手帳の写し
- (4) 加入医療保険証ほか医療証の写し
- (5) 介護保険証の写し
- (6) 収入申告書（参考様式3号）
- (7) 同意書（参考様式4号）
- (8) 収入額が確認できる書類（年金証書の写し、預金通帳の写し）
- (9) 必要経費額が確認できる書類（所得税等の納税証明書、社会保険料等の支払証明書等）
- (10) 診断書（参考様式6号）

2 記入方法

- (1) 氏名欄には、フリガナも必ず記入すること。
- (2) 年齢は、申請時の満年齢を記入すること。
- (3) 申込理由欄は、
 - ① 身体の状態はどうか（寝たきり、疾病、障がい、認知症等）
 - ② 現在どういう生活状況なのか（住居、食事、家事の状況等）
 - ③ どんな家庭環境なのか（単身か、同居家族ありか）
 - ④ 本人は希望しているのか

※ 具体的かつ詳細に記入してください。
- (4) 同居者の状況欄及び近親者の状況は漏れなく記入すること。
- (5) 備考欄には、希望施設名・希望地区を記入すること。

※ 入所申込をされましても、施設の定員等の関係ですぐに入所できない場合がありますので、ご了承ください。

(参考様式3)

収 入 申 告 書

年 月 日

〇〇市町村長 様

氏名

(年 月 日)

私の 年中の収入について、下記のとおり申告します。

入所施設名		
種類		金額 (年額)
収 入 A	恩給・国民年金・厚生年金 () 年金 記号・番号 ()	円
	恩給・国民年金・厚生年金 () 年金 記号・番号 ()	
	恩給・国民年金・厚生年金 () 年金 記号・番号 ()	
	財産収入	
	利子・配当収入	
	その他の収入	
	計	
	必 要 経 費 B	租 税
医療費		
社会保険料		
その他必要経費		
計		
差引額 (A - B)		
		階層 円

※裏面の説明書をよく読んでから記入してください。

(参考様式3裏面)

記 入 説 明 書

収入申告書は、前年（１月１日～１２月３１日まで）の収入および必要経費について、下記の説明をよく読んで記入してください。

１ 収入として申告書に記入するもの

（１）年金、恩給その他これに類する定期的に支給される金銭で、実際に受給した額

※年金、恩給等の種類を明確にするため、証書の写し、貯金通帳の写し等を添付してください。

（２）財産収入

土地、家屋、気か危惧等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入で、課税標準として把握された所得の金額

（３）利子・配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入で、課税標準として把握された所得の金額

※所得税の確定申告を行った際の所得金額を記入してください。

（４）その他の収入

不動産、動産の処分による収入およびその他の収入で、課税標準として把握された所得の金額

２ 収入として申請書に記入しないもの

（１）臨時的な見舞い金、仕送り等による収入

（２）地方公共団体又は社会事業団体その他から恵与される慈善的性質を有する金銭

３ 必要経費として申告書に記入するもの

（１）所得税、住民税、相続税、贈与税等の租税。ただし、固定資産税は控除の対象としません。

（２）社会保険、国民健康保険の保険料、又はこれに準ずるもの。

（３）医療費は、（差額ベット代、付添費用、医薬品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費。ただし、公的制度や保険等で補填される金額を除く。

(参考様式4)

同意書

施設入所措置の決定又は実施のために必要があるときは、私どもの収入及び課税状況について、貴職が官公署に調査を囑託し、又は金融機関に報告を求めることに同意します。

〇〇市町村長 様

年 月 日

氏名	(入所希望者)	年 月 日生	
住所	〒	電話	— —
氏名		年 月 日生(続柄)	
住所	〒	電話	— —
氏名		年 月 日生(続柄)	
住所	〒	電話	— —
氏名		年 月 日生(続柄)	
住所	〒	電話	— —
氏名		年 月 日生(続柄)	
住所	〒	電話	— —
氏名		年 月 日生(続柄)	
住所	〒	電話	— —

(参考様式5)

養護老人ホーム措置台帳（入所判定審査票）

氏名		年 月 日（満 歳）	男・女
住所		身体障がい者手帳 有（ 級） 無	障害名

1 身体及び日常生活動作の状況			
(1)身体状況		(2)日常生活動作の状況	
ア. 身長 イ. 体重 ウ. 視力 エ. 聴力 オ. 言葉 カ. 褥瘡 キ. おむつ使用	cm kg ア. 普通 イ. 弱視 ウ. 全盲 ア. 普通 イ. やや難聴 ウ. 難聴 ア. 普通 イ. 少し不自由 ウ. 不自由 ア. 無 イ. 有(程度) ア. 無 イ. 有(昼夜 夜のみ)	ア. 歩行 イ. 排泄 ウ. 食事 エ. 入浴 オ. 着脱衣	ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全部介助 ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全部介助 ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全部介助 ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全部介助 ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全部介助

2 健康状態

3 精神の状況				
(1)性格	ア. 朗らか イ. 親しみやすい ウ. 几帳面 エ. こり性 オ. わがまま カ. 頑固 キ. 短気 ク. 無口 ケ. 自分のことを気にしやすい コ. 人にとけこめない サ. 好き嫌が多い シ. 融通がきかない			
(2)対人関係	ア. 拒否的である イ. 普通 ウ. 協調的である			
(3)精神状態	ア. 正常 イ. 精神障害あり (ア) 認知症 ㊦記憶障害 a. 重度 b. 中度 c. 軽度 ㊧失見当 a. 重度 b. 中度 c. 軽度 (イ) 心気症状 (ウ) 不安 (エ) 焦燥 (オ) 抑うつ状態 (カ) 興奮 (キ) 幻覚 (ク) 妄想 (ケ) せん妄 (コ) 睡眠障害			
(4)問題行動	ア 攻撃的行為 イ 自傷行為 ウ 火の扱い エ 徘徊	ア 重度 イ 中度 ウ 軽度 ア 重度 イ 中度 ウ 軽度 ア 重度 イ 中度 ウ 軽度 ア 重度 イ 中度 ウ 軽度	オ 不穏興奮 カ 不潔行為 キ 失禁	ア 重度 イ 中度 ウ 軽度 ア 重度 イ 中度 ウ 軽度 ア 重度 イ 中度 ウ 軽度

4 同居者、近親者の状況				
氏 名	続柄	年齢	同居 別居	備 考（居住地、健康状態、勤務先 等）

※ 主たる扶養義務者には氏名欄に○印を付すこと。

5 住居の状況	
敷地 _____ 坪	建物 _____ 坪 構造 _____
ア. 自宅 イ. 借家 ウ. 間借 エ. その他（ ） オ. 一戸建 カ. 長屋 キ. 平屋 ク. 二階建 環境 ア. 良い イ. 普通 ウ. 悪い（ ） （備考）	

6 経済的状況（市町村民税等の課税の状況）	
（生計中心者の氏名） _____ （続柄） _____ ア. 生活保護法による被保護世帯 イ. 市町村民税非課税世帯 ウ. 市町村民税課税世帯 （ 均等割 ・ 所得割 ） エ. 所得税課税世帯	

7 総合判定					
（１）医学による判定	（２）日常生活動作による判定	（３）精神状況（問題行動）による判定	（４）経済的状況による判定	（５）家族及び住居の状況による判定	（６）総合判定
ア. 要入院 イ. 要通院 ウ. 入通院の必要なし	ア. 養護老人ホームの対象 イ. 特別養護老人ホームの対象 ウ. 老人ホームの対象外	ア. 著しい問題あり（要入院） イ. 問題行動あり（ア）養護老人ホームの対象（イ）特別養護老人ホームの対象 ウ. 問題行動なし	ア. 養護老人ホームの対象 イ. 養護老人ホーム入所の対象外	ア. 養護老人ホームの対象 イ. 養護老人ホーム入所の対象外	ア. 要入院 イ. 養護老人ホームの対象 ウ. 特別養護老人ホームの対象 エ. 老人ホームの対象外

【作成上の留意点】

- 1 「身体及び日常生活動作の状況」及び「精神の状況」欄は、「要領1」及び「要領2」により該当事項に○印を付すこと。
- 2 「健康状態」欄は、新規入所者については老人保健法による健康診査の記録表（写）等を、入所中のものについては当該施設の健康管理に関する記録（写）を添付すること。
- 3 認知症老人について、医療処遇の要否の判断が必要な場合は、精神科医の診断書を添付すること。
- 4 「同居者、近親者の状況」及び「住居の状況」欄は、訪問調査を行い記入すること。また、「同居者、近親者の状況」欄は、特に介護者の健康状態を記入すること。
- 5 「経済的状況」欄は、課税台帳等により確認のうえ記入すること。
- 6 「総合判定」欄は、入所判定委員会の機能を付与された高齢者サービス調整チーム等の判定結果に基づき記入すること。

<要領1>

「日常生活動作の状況」欄は次の状態を参考として記入すること。

事 項	1 自分で可	2 一部介助	3 全介助
ア 歩行	・杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける。	・付添が手や肩を貸せば歩ける。	・歩行不可能（寝たきり）
イ 排泄	・自分で昼夜とも便所ができる。 ・自分で昼は便所、夜は簡易便器を使ってできる。	・介助があれば簡易便所で行える。	・常時おむつを使用している
ウ 食事	・スプーン等を使用すれば自分で食事ができる。	・スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる。	・臥床のままで食べさせなければ食事ができない。
エ 入浴	・自分で入浴でき、洗える。	・自分で入浴できるが、洗うときだけ解除を要する。 ・浴槽の出入りに介助を要する。	・自分でできないので全て介助しなければならない。 ・特殊浴槽を使用している。 ・清拭を行っている。
オ 着脱衣	・自分で着脱ができる。	・手を貸せば、着脱できる。	・自分でできないので全て介助しなければならない。

<要領 2>

精神の状況の（３）精神の状態の「認知症」欄及び「（４）問題行動」欄は次の状態を参考として記入すること。

（１）認知症

	重 度	中 度	軽 度
ア 記憶障害	・ 自分の名前がわからない。 ・ 寸前のことも忘れる。	・ 最近の出来事がわからない。	・ 物忘れ、置き忘れが目立つ。
イ 失見当	・ 自分の部屋がわからない。	・ 時々自分の部屋がどこにあるのかわからない。	・ 異なった環境に置かれると一時的にどこにいるのかわからなくなる。

（２）問題行動

	重 度	中 度	軽 度
ア 攻撃的行為	・ 他人に暴力をふるう。	・ 乱暴なふるまいを行う。	・ 攻撃的な言動を吐く。
イ 自傷行為	・ 自殺を図る。	・ 自分の身体を傷つける。	・ 自分の衣類を裂く、破く。
ウ 火の扱い	・ 火を常にもてあそぶ。	・ 火の不始末が時々ある。	・ 火の不始末をすることがある。
エ 徘徊	・ 屋外をあてもなく、歩きまわる。	・ 家中をあてもなく歩きまわる	・ とくとき部屋内でうろうろする。
オ 不穏興奮	・ いつも興奮している。	・ しばしば興奮して騒ぎ立てる。	・ ときには興奮し、騒ぎたてる。
カ 不潔行為	・ 糞尿をもてあそぶ。	・ 場所をかまわず放尿、排便をする。	・ 衣類等を汚す。
キ 失禁	・ 常に失禁する。	・ 時々失禁する。	・ 誘導すれば自分でトイレに行く。

(参考様式6)

ケース記録

[illegible]

(参考様式 7)

支 援 シ ー ト

	支援内容	支援をする方の署名	やっていただくこと	施設や社会資源で支援できること
1	利用料の支払いに関すること	関 係 ・ 続 柄 () 連絡先 — —	利用者様に代わり、利用者様の財産から施設に利用料を払っていただきます。保証人ではないため、支払いに関する連帯責任を負うことはありません。本人の財産では支払いが困難な場合は施設にご相談ください。	現金支払いや口座振替など支払方法の変更に関しては施設にご相談ください。 日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用することもできます。
2	利用中の身の回りの援助	関 係 ・ 続 柄 () 連絡先 — —	施設利用中に必要な物品の準備や洗濯の支援を行っていただきます。また、長期間の入所になる場合は電気やガスなどの停止の手続きをお願いいたします。	有料になりますが、洗濯などは外部サービスを利用できる場合があります。それぞれの施設にご相談ください。
3	医療機関への受診介助や緊急時の対応	関 係 ・ 続 柄 () 連絡先 — —	医療機関への受診が必要になった場合に付き添いをさせていただきます。受診の結果によっては入院手続きが必要になる場合があります。	緊急時は施設で搬送を行います。が、病院側へ情報提供を行い次第引き継ぎをお願いします。医療行為の決定権は本人のみが有しています。本人の意思確認がとれない場合は本人にとって最適な治療方針を搬送先の医療チームに考えてもらいましょう。
4	サービスの方針や退所に向けた相談	関 係 ・ 続 柄 () 連絡先 — —	施設サービスの内容に関する相談や退所支援に関することを利用者様・施設と一緒に考えていただきます。ケアプランなど支援方法を記載した書類に署名をいただくこともあります。サービス内容に関する検討は終末期の治療方針も含まれます。	施設ではケアマネジャーなどの専門家が、ご本人と相談しながらより良い支援方法を考えていきます。 終末期の治療方針や介護方法などについては、ご本人がお元気なうちに話し合いをすることが大切です。
5	施設でお亡くなりになられた場合の遺体・遺品の引き取り	関 係 ・ 続 柄 () 連絡先 — —	ご利用中に施設でお亡くなりになられた場合のご遺体や遺品のお引き取り やご葬儀の手配 をお願いします。	親類の所在が不明な場合は〇〇市役所〇〇課（養護老人ホーム措置担当課）に連絡いただければ、相続人に該当する方をお探しします。 生活保護を受給されている方については、〇〇課（生活保護担当課）に連絡をしてください。

(参考様式 8)

診 断 書 (養護老人ホーム入所用) ※ この診断書は、養護老人ホーム入所適否の参考にするために使用します。 特に、入院加療の要否、伝染性疾患及び認知症の有無について記入をお願いします。		
(診断を受ける者) 住所： 氏名： (フリガナ) 年齢： 性別：		
診 断 名		
現 在 症		
既 往 症		
診療の要否	1 治療を要しない 2 入院治療を必要とする 3 通院治療を必要とする 通院は 1 週間に 回	4 既に入院中の者 ア 近日中に退院の見込み 退院予定日 月 頃 イ 当分の間入院を要する
治 療 所 見		
伝染性疾患		
備 考	(養護老人ホーム入所に際して特に留意する点、認知症の状況等) 長谷川式 点	
上記のとおり診断します。 年 月 日 医療機関の 所在地及び名称 担当医師		

(参考様式 9)

第 号
年 月 日

入 所 依 頼 書

養護老人ホーム〇〇園 施設長 様

〇〇市町村長

老人福祉法第 11 条の規定に基づき、下記のとおり貴施設に入所を依頼します。

記

1 被 措 置 者
住 所
氏 名

男 ・ 女
年 月 日生

2 主たる扶養義務者
住 所
氏 名

(続柄 :)

3 措置開始年月日

年 月 日

(参考様式 10)

年 月 日

入 所 開 始 報 告 書

〇〇市町村長 様

所在地（住所）
施設の長 氏名

さきに依頼のありましたことについては、下記のとおり報告します。

記

1 依頼を受けた被措置者氏名

2 入所開始年月日

年 月 日

(参考様式 11)

第 号
年 月 日

措置通知書

様

〇〇市町村長

老人福祉法第 11 条の規定に基づき下記のとおり措置することとしたので通知します。

記

措置の区分	開 始	変 更	解 除	廃止
被措置者氏名	男 ・ 女 年 月 日生			
措置の種類				
措置年月日	年 月 日			
理 由				
自己負担金	月 額	円		
扶養者負担金	月 額	円		

第 号
年 月 日

老人ホーム費用徴収額決定（変更）通知書

納入義務者

様

〇〇市町村長

下記の老人ホーム入所者に係る老人福祉法第 11 条に規定する措置に要する費用について、同法第 28 条の規定に基づきあなたから徴収する額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

入所者氏名	
施 設 名	
費用徴収額	年 月 日から 月 額 円
理 由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に〇〇市町村長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、〇〇市町村を被告として（訴訟において〇市町村を代表する者は〇市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(参考様式 13)

年 月 日

被措置者状況変更届

〇〇市町村長 様

所在地（住所）

施設名

施設長 氏名

被措置者の生計その他の状況に変動があったので、老人福祉法施行規則第6条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

被措置者氏名	男 ・ 女 年 月 日生
措置年月日	年 月 日
変動の事項	
変動を生じた 年 月 日	年 月 日
その他の 参考事項	

(参考様式 14)

第 号
年 月 日

葬 祭 依 頼 書

養護老人ホーム〇〇園 施設長 様

〇〇市町村長

老人福祉法第 11 条の規定に基づき下記の者に対する葬祭を依頼します。

記

死 亡 し た 被 措 置 者 氏 名	男 ・ 女 年 月 日生		
死 亡 年 月 日	年 月 日		
葬 祭 を 行 う 者 の 有 無 又 は そ の 状 況			
葬 祭 費 の 額	葬 祭 費	充 当 す べ き 遺 留 金 品 の 額	計

(参考様式 15)

年 月 日

葬 祭 実 施 報 告 書

〇〇市町村長 様

所在地（住所）

施設名

施設長 氏名

さきに依頼がありました葬祭のことについては、下記のとおり報告します。

記

死 亡 し た 被措置者氏名	男 ・ 女 年 月 日生
死 亡 年 月 日	年 月 日
葬祭を行った 年 月 日	年 月 日
そ の 他	

(参考様式 16)

老人保護措置費請求内訳書

月分

氏 名	事務費	一 般 生活費	病 弱 者 加 算	期 末 加 算	被 服 加 算	計	摘要
合 計							

注 1 この内訳書は所定の請求書の様式に添付して処理すること。

2 摘要欄には中途退所者にあつてはその年月日及び算出の基礎を記入すること。

(参考様式 17)

老人保護措置費支給台帳

施設名 _____ 定員 _____

年 月	実人員	事務費	一 般 生活費	病 弱 者 加 算	期 末 加 算	被 服 加 算	計	摘要
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
計								
備 考								

施設からの請求内訳書を添付すること。

養護老人ホーム入所事前調査票

調 査 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

対象者氏名 _____

質問 1 歩くことができますか。

- | | |
|--------------|------------|
| ① 歩ける | ② 杖をついて歩ける |
| ③ 介添えがあれば歩ける | ④ まるで歩けない |

質問 2 トイレはどうしていますか。

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 和式便器で出来る | ② 洋式便器を使っている |
| ③ 簡易便器を使っている | ④ オムツを使用している |

質問 3 オムツを使っている方のみ記入して下さい。

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 夜のみ使用している | ② 夜・昼使用している |
|-------------|-------------|

質問 4 お風呂にひとりで入れますか。

- | | |
|------------------|----------------|
| ① ひとりで入れる | ② 洗うときだけ介添えがいる |
| ③ 介添えがなければ何もできない | |

質問 5 お風呂にひとりで入れない方はどうやってお風呂を使っていますか。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 家族が介添えして入れている | ② デイサービスを利用している |
| ③ 病院等の特殊浴槽を使っている | ④ 身体を拭いているだけである |

質問 6 衣服は自分で着替えられますか。

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 自分でできる | ② 介添えがあればできる |
| ③ まったく自分ではできない | |

質問 7 食事は自分でできますか。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 箸を使って自分でできる | ② スプーンでならやっどできる |
| ③ 介添えが食べさせている | ④ 病院で流動食をとっている |

質問 8 現在入院中ですか。

- | | |
|--------------|----------|
| ① 病院にかかっていない | ② 通院している |
| ③ 入院中である | |

質問 8-2 入院中の方は病院名といつから入院しているか記入して下さい。

病院名 ()

入院日 (年 月から入院中)

質問 8-3 入院したとき、どんな病名でしたか。

病名 ()

質問 8-4 病院の先生、婦長、指導員と入所について相談しましたか。

- ① 相談していない ② 相談して入所申請した

質問 8-5 在宅の方にお尋ねします。

- ① 主たる介護者はどなたですか _____ 続柄 ()
② その方はどちらかにお勤めですか ()
③ 一日平均介護に要する時間はどのくらいですか (時間)
④ 介護サービス事業をご存じですか
ア 知っている イ 知らない
⑤ 知っていられる方でこれまで利用したことがありますか
ア 利用した イ 利用したことはない
(サービス名)

質問 9 今回の入所申請については、家族で相談して決めましたか。

- ① 相談していない ② 相談して入所申請した

質問 10 タバコ、炊事等で火の始末ができますか。

- ① 火の始末ができる ② 危ないので火は使わせていない
③ 火事を出したことがある

質問 11 あてもなくうろうろ歩き回られますか。

- ① 歩き回らない ② 昼間よく歩き回る
③ 夜間よく歩き回る ④ いなくなって警察から保護されたことがある

質問 12 糞尿をもてあそびますか。

- ① もてあそばない ② オムツをいやがって隠す
③ ところかまわず放尿、排便する
④ 汚物をシーツや壁になすりつけたりしてもてあそぶ

質問 13 失禁（おもらし）はありますか。

- ① 失禁したことはない ② 誘導すれば自分でトイレに行く
③ 失禁してときどき下着を汚す ④ 毎回あるのでオムツを着けている

質問 14 年をとってから自殺を図ったことがありますか。

- ① 自殺を図ったことはない ② 衣服を破ったりする
③ 自分の身体を傷つけたことがある ④ 自殺を図ったことがある

質問 15 身体障害者手帳を持っていますか。

- ① 持っている ② 持っていない
手帳番号 (号)
級 種 級
障害名

2 市町村担当課一覧

市町村名	担 当 課 名 担当係・グループ名	連絡先	市町村名	担 当 課 名 担当係・グループ名	連絡先
奈良市	長寿福祉課 支援係	0742-34-5439	曽爾村	保健福祉課	0745-94-2103
大和高田市	社会福祉課 社会福祉グループ	0745-22-1101	御杖村	保健福祉課	0745-95-2828
大和郡山市	地域包括ケア推進課 高齢支援係	0743-53-1151	高取町	福祉課	0744-52-3334
天理市	介護福祉課 高齢者支援係	0743-63-1001	明日香村	健康づくり課	0744-54-5550
橿原市	福祉総務課 地域福祉係	0744-46-9002	上牧町	福祉課	0745-43-5031
桜井市	高齢福祉課 地域包括ケア係	0744-48-3163	王寺町	福祉介護課 福祉係	0745-73-2001
五條市	介護福祉課	0747-22-4001 (内線:249)	広陵町	介護福祉課 後期高齢者医療係	0745-54-6663
御所市	高齢対策課 高齢対策係	0745-44-3493	河合町	福祉政策課 介護・高齢福祉課	0745-57-0200
生駒市	福祉政策課 福祉政策係	0743-74-1111	吉野町	長寿福祉課	0746-32-8856
香芝市	介護福祉課 給付係	0745-79-7521	大淀町	福祉介護課 福祉係	0747-52-5513
葛城市	地域包括支援課 高齢福祉係	0745-44-3455	下市町	健康福祉課	0747-68-9065
宇陀市	介護福祉課	0745-82-3675	黒滝村	保健福祉課	0747-62-2031
山添村	住民福祉課	0743-85-0045	天川村	健康福祉課	0747-63-9110
平群町	福祉課 地域福祉係	0745-45-5872	野迫川村	住民課	0747-37-2101
三郷町	長寿介護課	0745-43-7323	十津川村	福祉事務所	0746-62-0902
斑鳩町	福祉課 介護高齢福祉係	0745-74-1001	下北山村	保健福祉課	07468-6-0015
安堵町	健康福祉推進室 介護保険係	0743-57-1590	上北山村	保健福祉課	07468-3-0380
川西町	長寿介護課	0745-44-2635	川上村	健康福祉課	0746-52-0111
三宅町	住民福祉課	0745-44-3073	東吉野村	住民福祉課 老人福祉係	0746-42-0441
田原本町	長寿介護課 介護認定・高齢者支援係	0744-34-2103			

3 奈良県内養護老人ホーム一覧表

番号	施設名	設置主体	定員	ショート 定員	〒	住所	TEL番号	FAX番号	延滞困難ケースの受入体制等									
									要介護 1・2	要介護 3～5	療養特養 退所者	更生施設 退所者	認知症 依存症	7年以上 精神疾患 継続	他方 介護	集団生活 困難者	看取り	葬祭の 執行
1	● 和楽園	(福)奈良市和楽園	125	2	630-8424	奈良市古市町1886-1	0742-63-5501	0742-63-6051										
2	● 平沼寮	(福)平沼寮	50		635-0058	大和高田市西坊城73-1	0745-52-1540	0745-52-1540										
3	かんざん園	(福)協同福祉会	50	3	639-1145	大和郡山市南大工町1-13	0743-55-3321	0743-55-7755										
4	● ふるさと園	天理市	50		632-0055	天理市遠田町473	0743-67-0161	0743-67-0873										
5	● 榎原園	(福)榎原園	60	2	634-0064	榎原市見瀬町265	0744-27-2424	0744-28-0965										
6	● 花咲寮	五條市	60		637-0071	五條市二見5丁目3-63	0747-22-2939	0747-26-1605										
7	● 聖ヨゼフ・ホーム	(福)カトリック聖ヨゼフホーム	50	2	639-2251	御所市戸毛54-6	0745-67-2015	0745-67-2002										
8	● 梅寿荘	(福)宝山寺福祉事業団	20		630-0266	生駒市門前町8-7	0743-74-1175	0743-74-0452										
9	三室園	老人福祉施設三室園組合	70	2	636-0833	生駒郡三郷町信貴南畑1丁目1-1	0745-72-2501	0745-32-5107										
10	● 大和園広陽	(福)功有会	50		635-0823	北葛城郡広陵町三吉166	0745-55-5383	0745-55-0914										
11	● 美吉野園	(福)綜合施設美吉野園	80	5	638-0821	吉野郡大淀町下淵629	0747-52-5555	0747-52-0575										
12	(旨)慈母園	(福)壺阪寺聚徳会	50	2	635-0103	高市郡高取町清水谷100	0744-52-2350	0744-52-4650										
合計									715	18								

●印は、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設

4 その他の高齢者関係施設について

種類	施設概要	根拠法令等	主な利用方法	主な設置主体
養護老人ホーム	・ 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設	老人福祉法第20条の4	市町村の措置	市町村 社会福祉法人
特別養護老人ホーム	・ 65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居宅で常時の介護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設 ・ 介護保険法上は、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設という。	老人福祉法第20条の5	契約 市町村の措置	社会福祉法人
軽費老人ホーム (A型、B型、ケアハウス)	・ 無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設。 【A型】高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。 【B型】身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。 【ケアハウス】身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させる。	老人福祉法第20条の6	契約	社会福祉法人
有料老人ホーム	・ 老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を供与する施設（老人福祉施設やグループホームでないものをいう。）。	老人福祉法第29条	契約	営利法人 社会福祉法人
老人デイサービスセンター	・ 65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある者を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を供与する施設 ・ 介護保険法上は、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所という。	老人福祉法第20条の2の2	契約 市町村の措置	営利法人 社会福祉法人
老人短期入所施設	・ 65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた者を短期間入所させ、養護を行う施設 ・ 介護保険法上は、短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所という。	老人福祉法第20条の2の3	契約 市町村の措置	社会福祉法人 営利法人
地域包括支援センター	・ 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設	介護保険法第115条の46	申込	市町村
老人介護支援センター	・ 老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整を総合的に行う施設	老人福祉法第20条の7の2	申込	市町村 社会福祉法人 医療法人
老人福祉センター (特A型、A型、B型)	・ 無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレジャーのための便宜を総合的に供与する施設 【特A型】各種相談、健康増進や生業及び就労の指導、機能回復訓練などを行う。 【A型】各種相談、生業及び就労の指導、機能回復訓練などを行う。 【B型】A型の機能を補完する各種相談などを行う。 ・ 類似の施設として、老人憩の家や老人休養ホームなどがある。	老人福祉法第20条の7	申込	市町村 社会福祉法人

種類	施設概要	根拠法令等	主な 利用方法	主な 設置主体
介護老人保健施設	- 要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設 - 社会福祉法第2条第3項第10号の規定に基づき、生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業を無料低額介護老人保健施設利用事業という。	介護保険法 第8条第28項	契約	医療法人 社会福祉法人
介護医療院	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設	介護保険法 第8条第29項	契約	医療法人
介護療養型医療施設	療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設	旧介護保険法 第8条第26項	契約	医療法人
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護事業所	認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う施設	老人福祉法 第5条の2第6項	契約 市町村の措置	営利法人 社会福祉法人
(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護事業所	居宅要介護者（要支援者）について、居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所	介護保険法 第8条第19項、 第8条の2第14項	契約	営利法人 社会福祉法人
(介護予防) 訪問看護ステーション	居宅要介護者（居宅要支援者）について、その者の居宅において、看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所。	介護保険法 第8条第4項、 第8条の2第3項	契約	営利法人 医療法人
救護施設	- 身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ、生活扶助を行う。 - 保護施設として救護施設のほか、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設がある。	生活保護法 第38条第2項	保護実施機関 （県又は市） の措置	社会福祉法人
無料低額宿泊所	- 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、貸し付ける簡易住宅、又は宿泊所その他の施設。 - 無料低額宿泊所その他の施設であって、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めた施設を日常生活支援住居施設といい、被保護者ごとに個別支援計画を策定し、当該計画に基づき個別的・専門的な日常生活上の支援を行う（生活保護法第30条第1項）。	社会福祉法 第2条第3項第8号	契約	NPO法人 営利法人
障がい者支援施設	障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスを行う施設。	障害者総合支援法 第5条第11項	契約 市町村の措置	社会福祉法人
地域活動支援センター	障がい者等と通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設。	障害者総合支援法 第5条第27項	契約	市町村
障がい福祉サービス事業所	障がい福祉サービス事業として、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助がある。	障害者総合支援法 第5条	契約 市町村の措置	社会福祉法人 営利法人

種類	施設概要	根拠法令等	主な 利用方法	主な 設置主体
点字図書館	・無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の貸し出し等を行う施設	身体障害者福祉法 第34条	申込	県 指定都市
聴覚障がい者情報提供施設	・無料又は低額な料金で、聴覚障がい者用の録画物の製作及び貸し出し等を行う施設	身体障害者福祉法 第34条	申込	県 指定都市
精神保健福祉センター	・精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための施設	精神保健及び精神 障害者福祉に関する 法律第6条	申込	県 指定都市
難病相談支援センター	・療養生活環境整備事業を実施し、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援する施設	難病の患者に対する 医療等に関する法律 第29条	申込	県 指定都市
市町村保健センター	・住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行う施設	地域保健法 第18条	申込	市町村
高次脳機能 障がい者支援拠点	・高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの構築、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発、支援手法等に関する研修等を実施する施設	障害者総合支援法 第78条第1項	申込	県
婦人保護施設	・要保護女子を入所させて保護する施設	売春防止法 第36条	婦人相談所の 保護	都道府県 社会福祉法人

5 関係法令・通知

- (1) 老人福祉法（抜粋）
- (2) 老人福祉法施行令（抜粋）
- (3) 老人福祉法施行規則（抜粋）
- (4) 生活保護法（抜粋）
- (5) 生活保護法施行規則（抜粋）
- (6) 民法（抜粋）
- (7) 老人ホームへの入所措置等の指針について
- (8) 老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について
- (9) 老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について
- (10) 老人保護措置に係る各種加算等の取扱いについて
- (11) 老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて
- (12) 老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について
- (13) 養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について
- (14) 養護老人ホームにおける契約入所に関する Q&A について
- (15) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定について
- (16) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について
- (17) 令和 5 年度補正予算等を踏まえた、老人保護措置費に係る支弁額等の取扱いについて（情報提供）
- (18) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について
- (19) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定等について
- (20) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について
- (21) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた取組の促進について
- (22) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた取組の促進について
- (23) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定に向けた簡易計算シートの配布及び地方自治体に対する説明会の開催について
- (24) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定について
- (25) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定について
- (26) 令和 6 年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について

(1)老人福祉法（抜粋）

(目的)

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第三条 老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

(老人福祉増進の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

第五条の三 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

(福祉の措置の実施者)

第五条の四 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号若しくは第二号の規定により入所している六十五歳以上の者又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している六十五歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び

指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

(老人ホームへの入所等)

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。
- 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭(葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。)を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

(措置の解除に係る説明等)

第十二条 市町村長は、第十条の四又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第十二条の二 第十条の四又は第十一条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(施設の設置)

第十五条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

- 2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。
- 3 市町村及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。)は、厚

生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

- 4 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。
- 5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。
- 6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

（変更）

第十五条の二 前条第二項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項の規定による認可を受けた者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加）

第十六条 国及び都道府県以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 市町村及び地方独立行政法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、その廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 4 第十五条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請をした場合について準用する。

(施設の基準)

第十七条 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数

二 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積

三 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であつて、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 養護老人ホームの入所定員

3 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

(報告の徴収等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

(措置の受託義務)

第二十条 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第十条の四第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第十一条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(養護老人ホーム)

第二十条の四 養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(費用の支弁)

第二十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十条の四第一項第一号から第四号まで及び第六号の規定により市町村が行う措置に要する費用

一の二 第十条の四第一項第五号の規定により市町村が行う措置に要する費用

二 第十一条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項の規定により市町村が行う措置に要する費用

三 第十一条第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用

(遺留金品の処分)

第二十七条 市町村は、第十一条第二項の規定により葬祭の措置を採る場合においては、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2 市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。

(費用の徴収)

第二十八条 第十条の四第一項及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。

（２）老人福祉法施行令（抜粋）

（法第十一条第一項第一号に規定する政令で定める経済的理由）

第六条 法第十一条第一項第一号に規定する政令で定める経済的理由は、次のとおりとする。

- 一 当該六十五歳以上の者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。
- 二 当該六十五歳以上の者及びその者の生計を維持している者の前年の所得につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額（当該額が確定していないときは、当該六十五歳以上の者及びその者の生計を維持している者の前々年の所得につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の同法の規定による市町村民税の同号に掲げる所得割の額）がないこと。
- 三 災害その他の事情により当該六十五歳以上の者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること。

（法第十一条第一項第三号に規定する政令で定める養護受託者）

第七条 法第十一条第一項第三号に規定する政令で定める養護受託者は、当該六十五歳以上の者の扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）以外の者とする。

(3) 老人福祉法施行規則 (抜粋)

(養護受託者)

第一条の七 法第十一条第一項第三号に規定する養護受託者になることを希望する者は、その居住地の市町村長に、その旨を申し出なければならない。

(法第十二条に規定する厚生労働省令で定める場合)

第一条の八 法第十二条に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置に係る者が市町村の区域又は福祉事務所の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地(居住地を有しないか、又は明らかでないときは、現在地)を移した場合とする。

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出)

第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 施設の名称、種類及び所在地

二 建物の規模及び構造並びに設備の概要

三 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項

イ 施設の運営の方針

ロ 入所定員

ハ 職員の定数及び職務の内容

四 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項

イ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。)第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程

ロ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

ハ 職員の勤務の体制及び勤務形態

二 基準第二十七条第一項(基準第四十二条において準用する場合を含む。)に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(基準第二十七条第六項(基準第四十二条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

五 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴

六 事業開始の予定年月日

2 地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請)

第三条 法第十五条第四項の規定による認可を受けようとする社会福祉法人又は日本赤十字社は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者の登記事項証明書を添えなければならない。

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出)

第四条 法第十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 三 施設の運営の方針

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の届出)

第四条の三 法第十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加しようとする年月日
- 二 廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由
- 三 廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあつては、現に入所している者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
- 五 入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員
- 六 入所定員を増加しようとする場合にあつては、増加後の入所定員

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可の申請)

第五条 法第十六条第三項の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することによつて行うものとする。

- 一 廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由
- 二 廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあつては、現に入所している者に対する措置
- 三 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
- 四 入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員
- 五 入所定員を増加しようとする場合にあつては、その年月日及び増加後の入所定員

(施設の長の義務)

第六条 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの長は、当該施設の入所者(特別養護老人ホームにあつては、法第十一条第一項第二号の措置に係る者に限る。)について、措置の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、速やかに、市町村にこれを届け出なければならない。

(4) 生活保護法（抜粋）

（保護の補足性）

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（葬祭扶助）

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 検案

二 死体の運搬

三 火葬又は埋葬

四 納骨その他葬祭のために必要なもの

2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。

二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

（費用返還義務）

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

（遺留金品の処分）

第七十六条 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。

(5) 生活保護法施行規則(抜粋)

(遺留金品の処分)

第二十二條 保護の実施機関が法第七十六條第一項の規定により、遺留の物品を売却する場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四條第一項に規定する一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により契約を締結しなければならない。

2 保護の実施機関が法第七十六條の規定による措置をとつた場合において、遺留の金品を保護費に充当して、なお残余を生じたときは、保護の実施機関は、これを保管し、速やかに、相続財産の清算人の選任を家庭裁判所に請求し、選任された相続財産の清算人にこれを引き渡さなければならない。ただし、これによりがたいときは、民法第四百九十四條の規定に基づき当該残余の遺留の金品を供託することができる。

3 前項の場合において保管すべき物品が滅失若しくはき損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当の費用若しくは手数を要するときは、これを売却し、又は棄却することができる。その売却して得た金銭の取扱については、前項と同様とする。

（６）民法（抜粋）

（公示による意思表示）

第九十八条 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。

- 2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。
- 3 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。
- 4 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。
- 5 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならない。

（供託）

第四百九十四条 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

- 一 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
 - 二 債権者が弁済を受領することができないとき。
- 2 弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

（供託の方法）

第四百九十五条 前条の規定による供託は、債務の履行地の供託所にしなければならない。

- 2 供託所について法令に特別の定めがない場合には、裁判所は、弁済者の請求により、供託所の指定及び供託物の保管者の選任をしなければならない。
- 3 前条の規定により供託をした者は、遅滞なく、債権者に供託の通知をしなければならない。

（供託物の取戻し）

第四百九十六条 債権者が供託を受諾せず、又は供託を有効と宣告した判決が確定しない間は、弁済者は、供託物を取り戻すことができる。この場合においては、供託をしなかったものとみなす。

- 2 前項の規定は、供託によって質権又は抵当権が消滅した場合には、適用しない。

（供託に適しない物等）

第四百九十七条 弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。

- 一 その物が供託に適しないとき。
- 二 その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。
- 三 その物の保存について過分の費用を要するとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。

（供託物の還付請求等）

第四百九十八条 弁済の目的物又は前条の代金が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができる。

- 2 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなれば、供託物を受け取ることができない。

（親族の範囲）

第七百二十五条 次に掲げる者は、親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

（扶養義務者）

第八百七十七条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
- 3 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

（相続に関する胎児の権利能力）

第八百八十六条 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。

- 2 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。

（子及びその代襲者等の相続権）

第八百八十七条 被相続人の子は、相続人となる。

- 2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

第八百八十八条 削除

（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）

第八百八十九条 次に掲げる者は、第八百八十七条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にす

る。

二 被相続人の兄弟姉妹

2 第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

(配偶者の相続権)

第八百九十条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第八百八十七条又は前条の規定により相続人となるべき者がいるときは、その者と同順位とする。

(法定相続分)

第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。
- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

(7) 老人ホームへの入所措置等の指針について

老人ホームへの入所措置等の指針について

(平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知)

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により、養護老人ホームに係る老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)の一部改正が行われることに伴い、同法第11条の規定による入所措置等に係る指針を下記のとおりに定めたので、ご了解の上、管内市町村、関係施設等に周知されたい。

なお、本通知は平成18年4月1日から施行することとし、これに伴い、「老人ホームへの入所措置等の指針について」(昭和62年1月31日社老第8号)は、平成18年3月31日をもって廃止する。

記

老人ホームへの入所措置等の指針

第1 入所措置の目的

法第11条の規定による養護老人ホームへの入所等の措置は、65歳以上の者であって、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、適切に行われるよう努めなければならない。

なお、同条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームへの入所措置については、やむを得ない事由により介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、

(1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由(※)により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

(※)「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

(2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合

が想定されるものである。

第2 福祉事務所長への委任

法第11条の規定による措置については、市及び福祉事務所を設置する町村にあっては福祉事務所長に委任することができる。

第3 入所判定委員会の設置

1 市町村長(委任を受けた福祉事務所長を含む。以下同じ。)は、老人ホームへの入所措置を判定するため、市町村(福祉事務所長が委任を受けている場合にあっては、当該福祉事務所)内に老人福祉指導主事、市町村老人福祉担当者、保健所長、医師(精神科医を含む。)、地域包括支援センター長及び老人福祉施設長のそれぞれの代表者で構成する「入所判定委員

会」を設置し、入所措置の開始、変更等に当たっては、入所判定委員会の意見を聞くものとする。

なお、市町村長は、市町村又は直営の地域包括支援センターが中心となり、定期的に行われる会議（以下「市町村包括ケア会議」という。）に入所判定委員会の機能を付与することができるものとする。この場合においても、同会議には、当該市町村の老人福祉担当者、医師（精神科の判断が必要な場合には精神科医）及び老人福祉施設関係者の参加を要するものとする。

ただし、特別養護老人ホームに係る判定については、介護保険法第14条に基づく介護認定審査会における同法第27条に基づく要介護認定の結果を基本とするものとし、入所判定委員会を開催しないこととして差し支えない。

- 2 入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）の開催に当たっては、養護老人ホームの求めに応じて行うことができるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）第9条の規定により、養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合は、入所判定委員会の開催を待つことなく入所措置を行うことができるものとする。

第4 入所措置の要否判定

- 1 養護老人ホームに係る入所措置の要否の検討に当たっては、入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）において、本通知中「第5 老人ホームへの入所措置の基準」に基づき、その者の健康状態、その置かれている環境の状況等について総合的に判定を行い、その結果を市町村長に報告するものとする。

第5 老人ホームの入所措置の基準

1 養護老人ホーム

法第11条第1項第1号の規定により、老人を養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合に行うものとする。

（1）環境上の事情については、次のア及びイに該当すること。

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

（注）法では、養護老人ホームへの入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」と規定しているが、これは、措置に当たり改正前に規定されていた「身体上若しくは精神上」の理由は問わないこととする趣旨であり、「身体上若しくは精神上」

の理由を有する者を措置の対象外とするものではない。

(2) 経済的事項については、老人福祉法施行令第2条に規定する事項に該当すること。

2 特別養護老人ホーム

法第11条第1項第2号の規定により、老人を特別養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が1(1)アの基準を満たす場合に行うものとする。

なお、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって、入所措置を行わない理由とはならないものであること。

第6 養護委託の措置の基準

次のいずれかの場合に該当するときは、委託の措置を行わないものとする。

- 1 当該老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が受託者の生活を乱すおそれがある場合
- 2 養護受託者が老人の扶養義務者である場合

第7 措置の開始、変更及び廃止

1 措置の開始

老人ホームへの入所又は養護委託の措置の基準に適合する老人については、措置を開始するものとする。

なお、措置を開始した後、随時、当該老人及びその家族を訪問し、必要な調査及び指導を行うものとする。

2 措置の変更

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置のうち、いずれかの措置をとられている老人が他の措置をとることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

3 老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けている老人が次のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を廃止するものとする。

- (1) 措置の基準に適合しなくなった場合
- (2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3箇月を超えるに至った場合
- (3) 養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合
- (4) 特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

4 措置後の入所継続の要否

老人ホームの入所者については、年1回入所継続の要否について見直すものとする。

第8 65歳未満の者に対する措置

1 法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置

法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第1号又は第3号のいずれかの措置の基準に適合する者であって、60歳以上の者について行うものとする。

ただし、60歳未満の者であって次のいずれかに該当するときは、老人ホーム入所措置の行うものとする。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができないとき。
- (2) 初老期における認知症（介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症をいう。）に該当するとき。
- (3) その配偶者が老人ホームの入所措置の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が老人ホームへの入所基準のうち、年齢以外の基準に適合するとき。

2 法第11条第1項第2号に規定する措置

法第11条第1項第2号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第2号の措置の基準に適合する者であって、介護保険法第7条第3項第2号に該当するものについて行うものとする。

第9 居宅における介護等に係る措置

法第10条の4第1項各号に規定する措置については、特別養護老人ホームへの入所措置と同様、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護又は認知症対応型共同生活介護（以下「訪問介護等」という。）を利用することが著しく困難と認めるときに、必要に応じて市町村が措置を採ることができることとされているものであり、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく訪問介護等の利用が可能になった場合には措置は廃止するものとする。

なお、「やむを得ない事由」としては、

- (1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
(※)「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。
- (2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状況に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるものである。

第10 留意事項

今回の改正に伴い、(別紙)老人ホーム入所判定審査票は廃止するが、入所措置の要否判定においては、これまでの老人ホーム入所判定審査票の内容を参考としつつ、それぞれの地域の実情に応じて、これに代わる審査票を作成する等、総合的な判定に支障が生じないように努められたい。

(注) (別紙)老人ホーム入所判定審査票は掲載省略

(8) 老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について

○老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について

(昭和六二年一月三十一日)

(社老第九号)

(各都道府県・各指定都市民生主管部(局)長あて厚生省社会局老人福祉課長通達)

老人ホームへの入所措置等の指針については、本日付をもって、社会局長から通知されたところであるが、左記の事項にも留意され、適正な入所措置等が行われるよう、よろしくお取り計らい願いたい。併せて関係方面への周知について御配慮願いたい。

なお、本通知は、昭和六二年四月一日から施行することとし、これに伴い次の通知は、昭和六二年三月三十一日をもって廃止する。

- 1 老人ホームの入所判定について(昭和五九年九月二〇日社老第一一〇号)
- 2 老人福祉法第一条第一項第三号の特別養護老人ホームへの収容の措置について(昭和三十九年九月一二日社老第二八号)

記

第一 措置の実施者

- 1 老人福祉法(以「法」という。)第一条第一項の措置の相手方たる老人が居住地を有するときは、その居住地の市町村が措置の実施者であること。ただし、当該老人が法第一条第一項第一号若しくは第二号又は生活保護法第三〇条第一項ただし書きの規定により、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム、生活保護法第三八条に規定する救護施設又は更生施設等に入所している場合にあっては、当該老人が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、当該老人が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前における当該老人の所在地の市町村が措置の実施者であること。

この場合における居住地とは、老人の居住事実がある場合をいうものであるが、現にその場所に生活していなくても、現在地に生活していることが一時的な便宜のためであり、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等は、その場所を居住地として認定するものであること。

- 2 法第一条第一項の措置の相手方たる老人が居住地を有しないか又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が措置の実施者であること。

なお、当該老人が、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに生活保護法第三八条に規定する救護施設及び更生施設以外の社会福祉施設又は病院等に入所している場合にあっては、当該施設の所在地の市町村が措置の実施者であること。

第二 老人ホームへの入所措置の要否判定困難ケースについての取り扱い

- 1 老人ホームへの入所措置の要否判定困難ケースについては、都道府県・指定都市・中核市本庁の助言を求めることが望ましいものであること。
- 2 都道府県・指定都市・中核市は、入所措置の要否判定困難ケースについて助言を求められた場合には、老人福祉主管課長、県本庁医師、福祉事務所長、保健所長、精神衛生センター所長及び老人福祉施設長のそれぞれの代表者で構成する「入所判定審査会」を開催し、その意見を聞くことが望ましいものであること。

第三 老人ホームへの入所措置決定時の事前説明等

- 1 老人ホームへの入所決定時に入所希望者及びその家族等に対して措置制度の仕組みや老人福祉施設の種類とそれぞれの機能について事前に十分説明し、理解を求めておくのが望ましいものであること。
- 2 老人ホームへの入所措置を決定した後、入所するまで数か月の期間を要する場合は実際に入所する時点で必要に応じ再度判定を行うのが望ましいものであること。
- 3 老人ホームへの入所措置の変更等に際しては、入所者及びその家族の意志を十分聴取するとともに措置の趣旨について十分説明し、理解と合意を得たうえで措置変更等を行うのが望ましいものであること。
- 4 老人ホームに入所中の者に係る措置継続の要否判定は、年度当初に行うのが望ましいものであること。

第四 養護委託の際の手続等

- 1 委託の措置を決定するに当たっては、あらかじめ、次の措置をとることが望ましいものであること。

- (1) 養護受託者に対し、委託しようとする老人の健康状態、経歴、性格、信仰等について了知させること。
- (2) 委託しようとする老人と養護受託者とを面接させること。
- (3) 委託しようとする老人と養護受託者が委託の措置について合意に達していることを確認すること。
- 2 委託の措置を決定したときは、養護受託者に対し、委託の条件として、少なくとも次に掲げる事項を文書をもって通知することが望ましいものであること。
 - (1) 処遇の範囲及び程度
 - (2) 委託費の額及び経理の方法
 - (3) 老人又は受託者が相互の関係において損害を被った場合、措置の実施者がこれを賠償する責を負わない旨
 - (4) 措置の実施者が養護受託者について老人の養護に関して必要な指導をしたときは、これに従わなければならない旨
- 3 同一の養護受託者が二人以上の老人(それらが夫婦等特別の関係にある場合を除く。)を養護する場合は、次の事項に留意すること。
 - (1) 個室を確保すること。
 - (2) 委託人数は、養護受託者の能力等を勘案し認定すること。ただし、数名を限度とすること。
 - (3) 養護受託者は、養護を受ける者の養護に万全を期すること。
- 4 団体の長への養護委託を行う場合は、前記3のほか、次の事項に留意すること。
 - (1) 委託先は、社会福祉法人等とすること。
 - (2) 養護受託者たる団体の長は、ボランティア等の協力を得て養護を行って差し支えないこと。

第五 遺留金品の取扱い

法第二七条に規定する遺留金品の取扱いは、生活保護法第七六条の規定に基づく遺留金品の処分の例により取り扱うのが望ましいものであること。